

平成27年第1回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成27年1月29日(木) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

委員長	水 野 昌 代
1 番	加 藤 博 之
2 番	矢 野 元 子
3 番	五 嶋 久 年
4 番(教育長)	平 林 道 博

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	伊 藤 正 徳
学校教育課長	小 栗 茂
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	土 屋 泰 次 郎
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
学校給食センター所長	土 本 典 史

職務のため出席した事務局職員

教育総務課総務係長	羽 柴 千 世
〃 主事	長谷川 幸

委員長	13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。
	—市民憲章朗誦—
	日程第1、前回会議録の承認を行う。 平成26年第14回教育委員会定例会の会議録の承認は、3番五嶋久年委員と4番平林道博委員が承認の署名を行う。
	—署名—
委員長	日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。 本日の会議録署名委員は、委員長において、1番加藤博之委員と2番矢野元子委員の2名を指名する。
委員長	それでは、日程第3、「議第1号 瑞浪市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
各委員	—質疑なし—
委員長	それでは、質疑を終結し採決を行う。 「議第1号 瑞浪市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第1号」は、原案のとおり決する。
委員長	つづいて、「議第2号 瑞浪市適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
五嶋委員	第2条の見出しを「事業」から「所掌事務」と変更することについて、「事務」という表現では事務手続きのみを指しているように感ずるが表

現は適正であるか。

学校教育課長 委員会要綱等を制定する際に、設置する委員会において行う業務について定める条文の見出しは「所掌事務」と統一した表現を用いている。

加藤委員 第1条の条文を「障がいのある」から「障害のある」と漢字表記にしたのは何故か。

局長 瑞浪市役所では、公文書において「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」などと表記することを基本としているが、条例規則等については、「障害者」の表記を用いることとするという『「障がい者」等と標記する取扱いに関する要領骨子』に定め、統一した表現を用いている。

教育長 法律は漢字を使用し、案内文書などはひらがなを使用するなど統一されていることが大事である。

その他に質疑はあるか。

各委員 一質疑なし

委員長 それでは、質疑を終結し採決を行う。
「議第2号 瑞浪市適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員 一異議なし

委員長 ご異議ないものと認める。よって、「議第2号」は、原案のとおり決する。

委員長 つづいて、「議第3号 瑞浪市キャリア教育推進委員会設置要綱の制定について」を議題とする。
事務局に説明を求める。

学校教育課長 議案資料により説明する。

委員長 本案について、質疑はあるか。

各委員 一質疑なし

委員長 それでは、質疑を終結し採決を行う。
「議第3号 瑞浪市キャリア教育推進委員会設置要綱の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第3号」は、原案のとおり決する。
委員長	つづいて、「議第4号 瑞浪市社会教育委員の委嘱について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
各委員	—質疑なし—
委員長	それでは、質疑を終結し採決を行う。 「議第4号 瑞浪市社会教育委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第4号」は、原案のとおり決する。 以上で本定例会に提出されたすべての議案の審議が終わり、本日の日程が終了したので、これにて、平成27年第1回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

13時58分終了